

事業用自動車 総合安全プラン2025

～個人タクシー事業における
取り組み状況～



令和5年11月17日（金）



一般社団法人 全国個人タクシー協会

個人タクシー事業における総合安全プラン2025

1. 事業用自動車総合安全プラン2025の事故等削減目標

【タクシー全体】

- ① 乗客の死者数ゼロ
- ② 令和7年までに死者数25人以下
- ③ 令和7年までに重傷者数690人以下
- ④ 令和7年までに人身事故件数6,600件以下
- ⑤ 飲酒運転ゼロ
- ⑥ 令和7年までに出会い頭衝突事故件数950件以下

2. 個人タクシー事業における事故等削減目標

- ① 毎年、乗客の死者数**ゼロ**をめざします。
- ② 令和7年までに死者数（第1当事者）
2人以下をめざします。
- ③ 令和7年までに重傷者数（第1当事者）
60人以下をめざします。
- ④ 令和7年までに人身事故件数（第1当事者）
540件以下をめざします。
- ⑤ 毎年、飲酒運転**ゼロ**をめざします。
- ⑥ 令和7年までに出会い頭衝突事故件数（第1当事者）
80件以下をめざします。



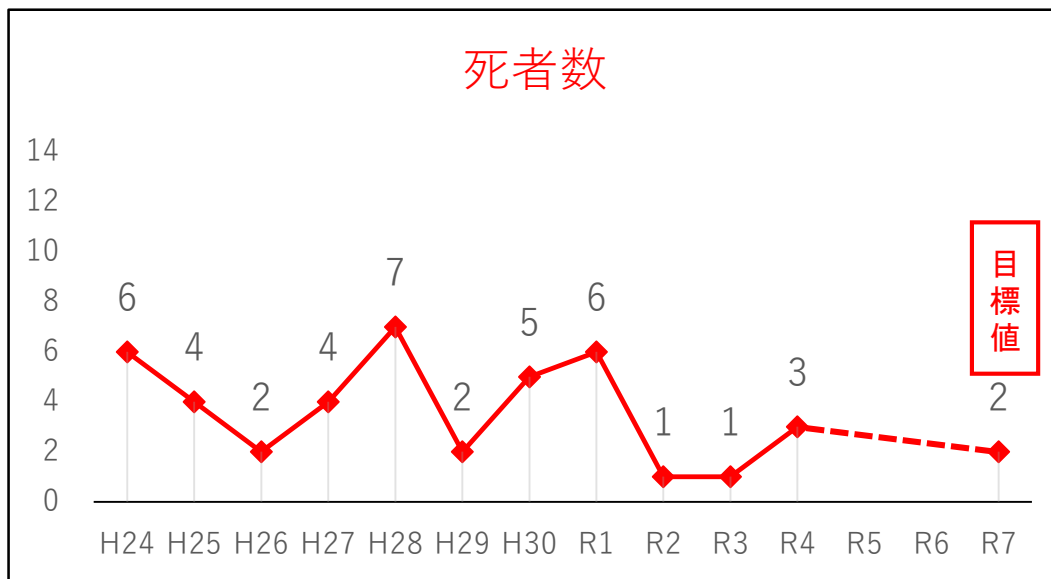
一般社団法人 全国個人タクシー協会

個人タクシーにおける事故統計

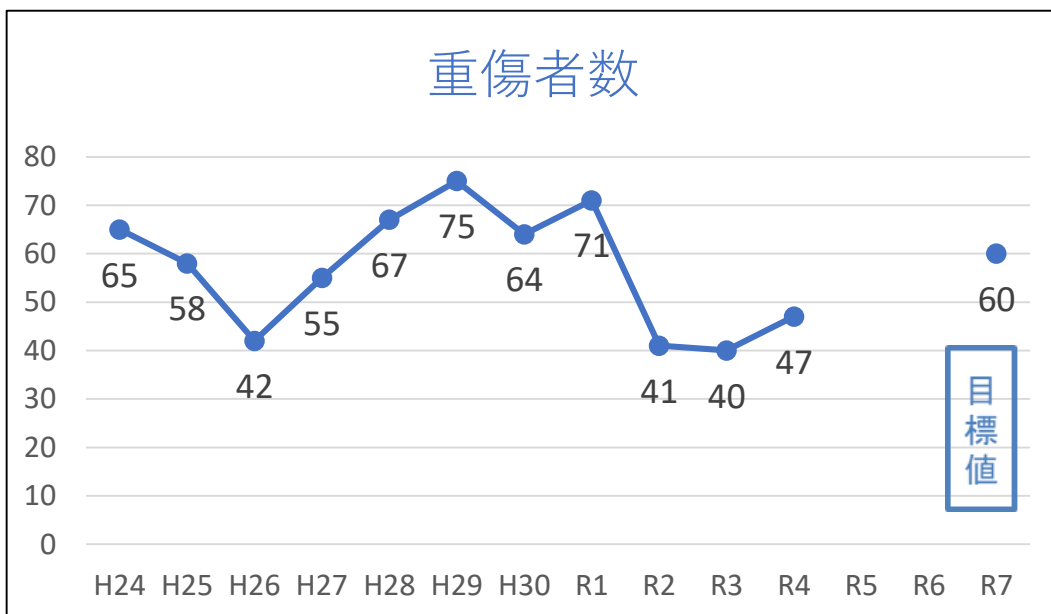
①乗客の死者数

当協会の把握している統計では、平成26年以降は毎年0人です。

②死者数



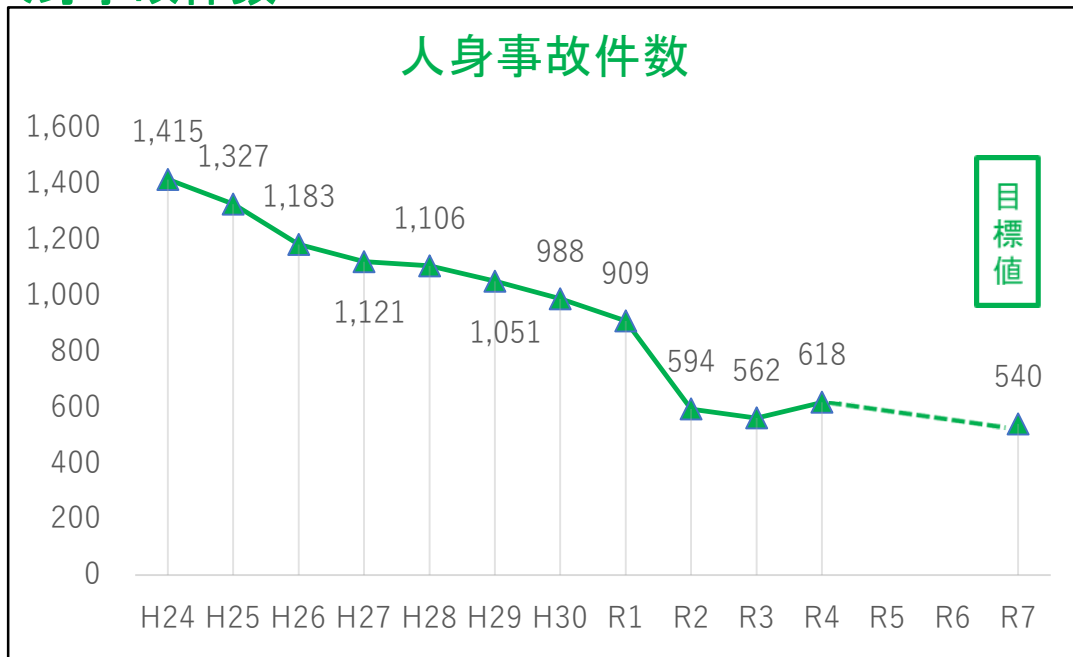
③重傷者数



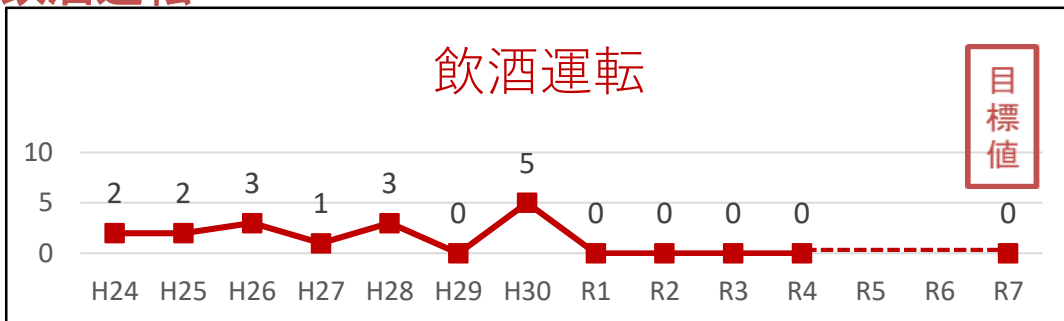
一般社団法人 全国個人タクシー協会

個人タクシーにおける事故統計

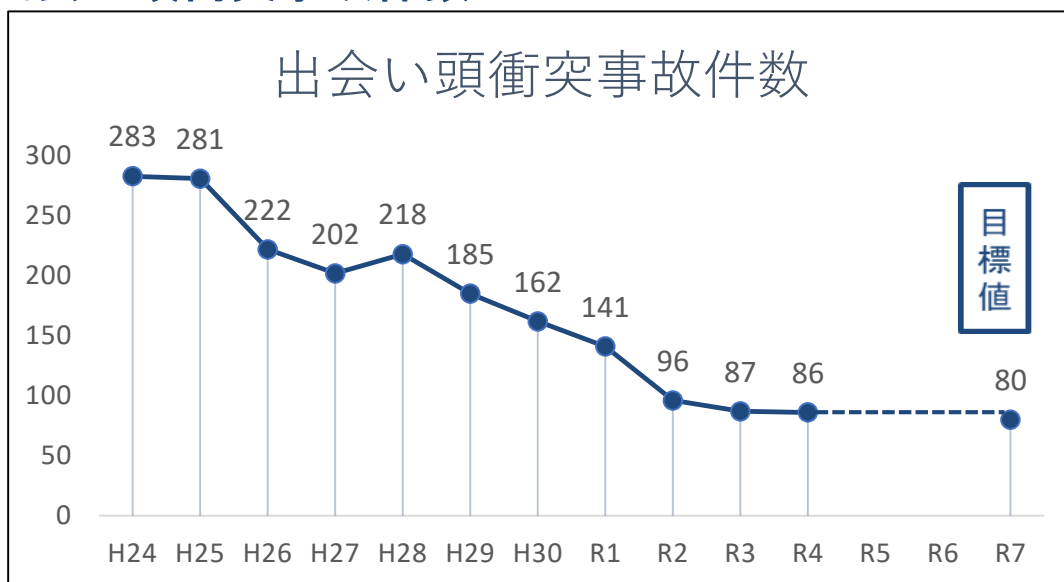
④人身事故件数



⑤飲酒運転



⑥出会い頭衝突事故件数



個人タクシー事業における総合安全プラン2025

令和3年4月22日 第12回正副会長会議において策定
一般社団法人 全国個人タクシー協会

I. 個人タクシー事業にかかる事故等削減目標

(令和5年10月23日一部改正)

1. 毎年、乗客の死者数ゼロをめざします。
2. 令和7年までに死者数（第1当事者）2人以下をめざします。
3. 令和7年までに重傷者数（第1当事者）60人以下をめざします。
4. 令和7年までに人身事故件数（第1当事者）540件以下をめざします。
5. 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。
6. 令和7年までに出会い頭衝突事故件数（第1当事者）80件以下をめざします。

II. 目標の達成に向けて当面講ずべき施策

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応

- ① 「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の周知徹底
令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」は廃止となりました。
- ② マスクの着用、車内換気の周知徹底
マスク着用については、「主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本」とします。また、エアコンによる外気導入や乗客の意向を確認したうえで窓開け等の換気は基本的な感染対策として引き続き有効です。
- ③ 車内清掃等の徹底
車内の座席、窓、ドアノブ、手すり、防護スクリーンなど、車内清掃等を徹底します。
- ④ 乗客に対し、感染拡大防止について理解と協力を要請
乗客の「主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本」とし、感染拡大防止の理解と協力を求めます。

(2) 激甚化・頻発化する災害への対応

- ① 災害時緊急輸送業務の協定
各団体において、地方自治体・警察と災害時緊急輸送業務の協定を行い、地方自治体等からの要請に応じて、災害時に円滑な緊急輸送業務に協力します。

(3) オリパラ、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応

- ① 人流の変化への対応
国、地方自治体、警察による交通量規制やテロ対策等を周知し、積極的に協力します。

- ② 訪日外国人の利用促進
多言語対応を含め、訪日外国人のタクシー利用促進を図ります。

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

(1) 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応

- ① 飲酒運転撲滅の啓発
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、飲酒運転撲滅について啓発します。
- ② アルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底
各所属団体等において、事業者に対してアルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底を指導します。

(2) 「ながら運転」の増加への対応

- ① 運転中の携帯電話・スマートフォン使用禁止の啓発
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止について啓発します。

(3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

- ① あおり運転防止等の啓発
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、あおり運転防止と、あおり運転を受けたときの対応等について啓発します。

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及促進

(1) 自動車の先進安全技術の更なる普及

- ① A S V機能装着車両の導入促進
先進安全技術を搭載した車両への代替え促進のための新技術の情報提供を行います。
- ② ドライブレコーダーの導入促進
安全対策の推進のためドライブレコーダーの導入を促進します。

4. 超高齢化社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

(1) 高齢歩行者の死傷事故への対応

- ① 高齢歩行者の行動特性に配慮した安全走行の励行
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起します。

(2) 高齢運転者事故への対応

- ① 高齢事業者等の安全講習会の実施
各団体において、高齢事業者等に対する安全指導等を内容とする講習を行います。

- ② 所属団体内における事業者の運転・健康状態のチェック体制の確立・実施
所属団体事業者の運転状況や健康状態について、所属団体長、安全運行指導員、事務職員などが一体となってチェックし指導する体制を確立し実施します。
- ③ 健康管理に係るマニュアルの周知
国が作成した健康管理に係るマニュアル等を周知徹底します。

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全対策の強化

(1) タクシーの特徴的な事故への対応

- ① 業界全体での事故情報の共有
年間の個人タクシーの事故発生状況を各団体へ報告するほか、重大事故等が発生した場合は、事故概要・原因等を迅速に報告し注意喚起します。
また、国土交通省が発行するメールマガジン「事業用自動車安全通信」を積極的に活用します。
- ② 支部における「安全対策推進会議」の設置、当該地域の「事業用自動車安全対策会議」への積極的参画
各支部において「安全対策推進会議」を設置して「支部安全プラン」の見直し・策定をし、支部・会員・所属団体が一体となって推進します。
また、当該地域の運輸局に設置された「事業用自動車安全対策会議」に積極的に参画し、情報収集をするとともに、支部での安全対策の取り組みの見直し強化を図ります。
- ③ 各団体での事故削減目標の明確化
支部・会員・所属団体において、全国個人タクシー協会の策定した事故削減目標に基づき、削減目標を明確にします。
- ④ 交通安全運動の実施
継続して全国個人タクシー協会主催の「交通安全運動」（毎年9～10月の2ヵ月間）を実施します。
- ⑤ 車両の点検整備の徹底
車両の点検整備、運行に際しての日常点検整備を徹底します。
- ⑥ 追突事故・出会い頭衝突事故防止の啓発
タクシーの特徴的な事故である追突事故・出会い頭衝突事故について注意喚起し啓発します。
- ⑦ 路上横臥轢過事故防止の励行
特に深夜における路上横臥轢過事故について注意喚起を行い、早期発見、轢過事故防止に努めます。
- ⑧ 早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行
薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発します。
- ⑨ 車内事故防止対策の徹底
「シートベルト着用」ステッカーを貼付し、乗客にシートベルト着用を促します。また、「防犯カメラ設置」等について利用者の理解を求める等、車内事故防止対策を徹底します。

- ⑩ マスターズ制度の適正運用とPR活動
安全性やサービス水準に関して評価・認定する優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）の適正運用を図り、利用者へのPR活動を通じて、利用者が選択するために必要な安全情報等を提供します。
- ⑪ ポスター、機関紙等による広報、啓発
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付・ポスター掲示等により、タクシーの特徴的な事故等について情報提供し啓発します。

(2) 健康に起因する事故の増加への対応

- ① 健康診断の受診と健康管理等の徹底
所属団体において健康診断の確実な受診を推進し、事業者の健康管理の徹底に取り組めます。また、事業者研修会等において日常の健康管理のあり方や生活習慣についての講習内容を取り入れ啓発します。

(3) 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

- ① 安全マネジメントの周知・徹底
各団体において、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう、周知徹底を図ります。
- ② NASVAの活用、安全マネジメント講習
NASVAの一般講習、適性診断、安全マネジメント関係講習会等の活用を推進します。
- ③ 安全運行指導員による指導・監督
安全運行指導員が事業者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう「安全運行指導員：活動マニュアル」の見直し・内容充実を図るとともに、「安全運行指導員だより」を発行して各団体、安全運行指導員あてに配付し周知徹底します。
- ④ 交通安全意識高揚のための表彰制度の活用
交通安全運動における優秀団体表彰や警察によるセーフティドライバーコンテスト等外部の表彰制度の活用も含め、交通安全意識の高揚に努めます。

(4) 初任、経験不足運転者等への適切な指導監督

- ① 新規事業者講習会の実施
各団体において新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施します。
- ② 少人数による指導、KYT・ドライブレコーダー等による安全教育の実施
所属団体等の最小団体において、少人数による指導、KYT等を実施するほか、ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育を実施します。

6. 道路交通環境の改善

- ① 各団体（各地域）において、事業者から具体的な改善箇所等の情報を収集し、関係当局に対して改善要求を行います。

個人タクシー事業における総合安全プラン2025重点目標

Ⅲ. 個人タクシー事業における総合安全プラン2025重点目標

個人タクシーの交通事故（第1当事者）の4割以上を占める次の事故削減を当面の「事故削減重点目標」に定め、積極的に当該事故の削減に取り組みます。

【事故削減重点目標】

- ① 交差点内での車両相互の出会い頭事故削減
- ② 第一通行帯、横断歩道での人対車両の事故削減
- ③ 単路での車両相互の追突事故削減
- ④ 交差点内での車両相互の右左折時の事故削減

個人タクシーの事故類型別、衝突地点別事故件数

令和4年(令和4年1月～令和4年12月)

		人対車両	車両相互								車両単独	列車	合計
			正面衝突	追突	出会い頭	追抜追越時	すれ違い時	左折時	右折時	その他			
単路(交差点付近含む)	歩道 自転車通行指定部分	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	歩道 その他	4	0	0	1	0	0	1	0	4	1	0	11
	路側帯	6	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	10
	非分離道路	18	1	8	1	2	2	1	0	6	2	0	41
	自転車道	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	自転車専用通行帯	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
	第一通行帯	30	0	54	5	16	3	3	4	42	2	0	159
	第二通行帯以上	1	0	32	1	4	0	1	3	12	5	0	59
	左折専用車線	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	右折専用車線	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	加減速車線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	登板車線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交差点内	横断歩道	39	0	2	8	0	0	30	12	4	0	0	95
	自転車横断帯	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	自転車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自転車専用通行帯	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	24	1	13	68	5	0	12	38	18	10	0	189	
その他	19	1	6	0	0	2	0	1	10	3	0	42	
合計		142	3	118	86	28	8	48	58	104	23	0	618

出典：(公財)交通事故総合分析センター

支部・会員団体等において取り組むべき重点項目

(1) 各支部・会員団体等における活動

団体等の事故発生状況、**事故原因等の分析**をはじめ、事業者からのヒヤリ・ハット体験の**報告などの安全教育**を行う。必要によっては、事務所掲示板に事故の概要、原因を記したものを掲示し、注意を喚起する。

(2) 交通事故多発地点&危険箇所マップの作成

各支部・会員団体等において、事業者の情報や地域の管轄警察署等の協力により、当該地域の「**交通事故多発地点&危険箇所マップ**」**等**を作成し、団体事務所の掲示板に掲示する**など、注意喚起する。**

(3) 各運輸局・運輸支局に対し、各支部・会員団体等における**事故防止講習会等**を開催する場合には、講演等のご協力依頼を行う。

個人タクシー事業における総合安全プラン2025

個人タクシー事業にかかる事故等削減目標値

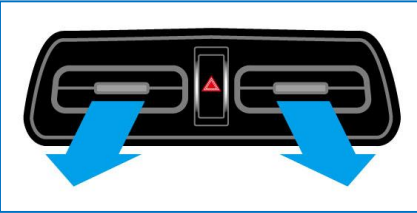
1. 毎年、乗客の死者数ゼロをめざします
2. 令和7年までに死者数(第1当事者)2人以下をめざします
3. 令和7年までに重傷者数(第1当事者)60人以下をめざします
4. 令和7年までに人身事故件数(第1当事者)540件以下をめざします
5. 毎年、飲酒運転ゼロをめざします
6. 令和7年までに出会い頭衝突事故件数(第1当事者)80件以下をめざします

当面講ずべき施策

(1) 新型コロナウイルス対策 窓開け換気



エアコンによる外気導入



(2) 健康診断 脳MRI健診等の受診



(3) 飲酒、ながら、あおり運転の撲滅

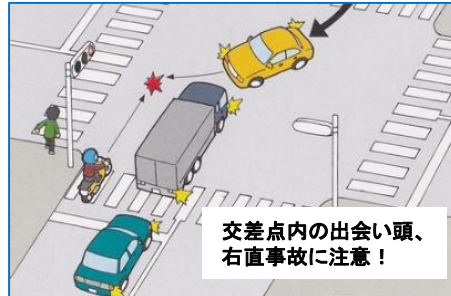
飲酒運転



あおり運転



(4) タクシーの特徴的な事故の対応



(5) 高齢歩行者への対応

歩行中全体に占める高齢者の割合は増加傾向

歩行者が横断又は横断しようとしているときは、手前で一時停止。特に高齢歩行者は、車の接近に気づかないか車が停止すると考え横断してきます。「歩行者が横断してくるかもしれない」と常に注意を払い、一時停止や徐行をして歩行者を事故から守りましょう。



乗車中はシートベルトを
着けてください

Please fasten your seatbelt

请您系好安全带

안전 벨트를 착용해주세요

(一社) 全国個人タクシー協会



夕暮れ時の早目点灯
車のライト
こまめな切り替えて事故防止!



二日酔い!!? それって 飲酒運転ですよ

若いころは数時間で抜けたお酒が近頃では長く体に残っている気がする…
そんなことはありませんか。お酒が抜ける時間は年齢・性別・体格で異なってきます。
飲酒後に仮眠を取り、スッキリ目覚めたとしても
お酒が体内から抜けているとは限りません。

体重70kgの人が右の表にある
1単位のアルコールを摂取した
場合、飲み終わってから約3時間は
体の中に残ります。

アルコールの分解には個人差
があり、体質的にお酒に弱い方や
筋肉量が低下するシニア世代は
時間がかかります。

また、睡眠中は血液循環が下
がって、肝臓に到
達するアルコールの量が減り、分
解処理が遅くなる
ことが医療機
関の研究で分
かっています。



✕ アルコール摂取量1単位の目安(1単位代謝=体重70kgで約3時間)

酒類	度数(%)	量	ml換算
ビール	5%	中びん1本	500ml
日本酒	15%	1合	180ml
焼酎	25%	0.6合	110ml
ウイスキー	43%	ダブル1杯	60ml
ワイン	14%	1/4杯	180ml
缶チューハイ	5%	1.5缶	520ml

✕ アルコール分解時間の目安(体重70kgの場合)



営業前後の

アルコールチェックは義務

アルコールを摂取すると知覚
や運動能力が抑制され、判断力が
低下して正常な運転ができなくな
ります。

また、二日酔いで営業はしなく
ても、自家使用ならいいかなどと
軽い気持ちで運転することも絶
対にはいけません。



人身事故を 起こしてしまったら



1 ただちに 運転を停止

事故を起こしたとき相手の救護を怠り、その場を立ち去ると、「救護義務違反(ひき逃げ)」となります。

落ち着いて状況を把握しましょう。

怪我がなく相手が大丈夫と言っても自分で判断せずにその場で警察を待ちましょう。

2 負傷者を救護

周囲へ助けを求めると同時に119番通報しましょう。

救急車の到着には平均8分かかります。

できる限りの応急処置をほどこし、心肺停止の場合は蘇生を試みます。

3 道路における 危険を防止する

二次被害が起こらないように道路上の安全を確保しましょう。

三角表示板や発炎筒で後続車に事故が起こったことを知らせます。

必要な措置を怠ると、「危険防止義務違反」に問われます。

4 最寄りの警察署へ 報告

発生した日時及び場所、死傷者の数及び負傷者の負傷の程度、損壊した物及びその損壊の程度等を報告します。

事故の目撃者がいるときは連絡先を聞いておきましょう。

個人タクシー
事業者として
すべきこと

所属する組合へ報告

運輸支局へ24時間以内に事故の速報

運輸支局へ30日以内に自動車事故報告書の提出



すべての座席で
シートベルト着用は

義務

高速道路に限らず一般道においても後部座席のシートベルト着用は義務です。

お客様に着用の声掛けのほか、ステッカー(*)貼付や自動音声での案内も効果的です。

*シートベルト着用ステッカーは全館協にて無償配付しています。



ゆずりあい 守ろう交通 パートナー

お先にどうぞ!



安全・安心・快適輸送は 個人タクシー

道路では皆が交通パートナーであることを意識して、譲り合いの精神を忘れません。
高い運転技術と、遵法精神を持ち、
おもてなしの心を乗せて
安全・安心・快適な輸送を
お約束します。



一般社団法人 全国個人タクシー協会

〒164-0013 東京都中野区弥生町5-6-6 個人タクシー会館4階
TEL 03-5328-0731(代表) FAX 03-5328-0732 <http://www.kojin-taxi.or.jp/>



横断歩道は 歩行者優先

歩行者を
妨害しない!

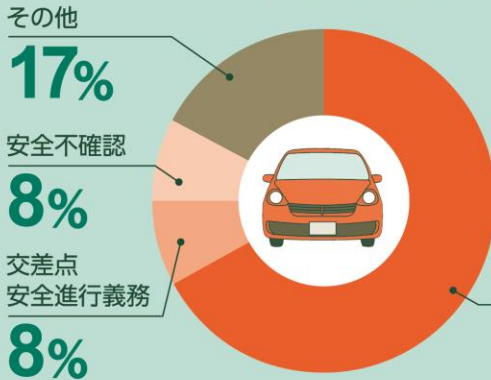
令和3年横断歩道横断中の歩行者死亡事故の特徴

令和3年交通事故死者数 2,636 人、うち横断歩道横断中の歩行者 215 人でした。
この 215 人の内訳を法令違反別・年齢別で示したものが次の円グラフです。
横断歩道で歩行者優先を徹底していれば避けられていた事故であるとわかります。

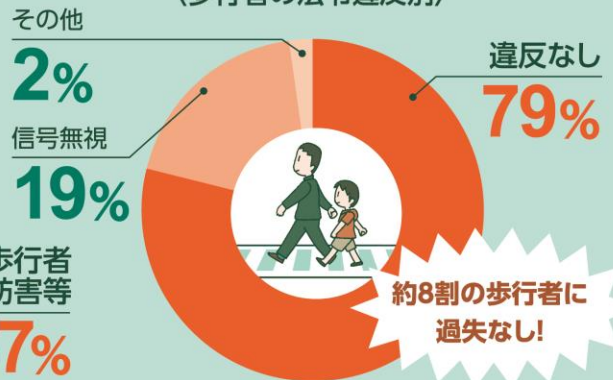
※歩行者・自転車等、横断歩道を利用する全てのものを優先する

法令違反別にみる

〈車両の法令違反別〉



〈歩行者の法令違反別〉



年齢別にみる

〈横断中死亡事故の年齢別〉



横断歩道に限らず、歩行者の死亡事故に占める高齢者の割合は高い。

歩行者死亡事故
【全数】

- ・ 65歳以上 77%
- ・ 65歳未満 23%

【資料：警察庁交通局】

横断歩道歩行者妨害違反

警察による取り締まりが強化されています!

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失 10万円以下の罰金

違反点 2点（横断歩行者等妨害等）

反則金 普通車…9,000円



事業用自動車運転者の

健康 起因事故

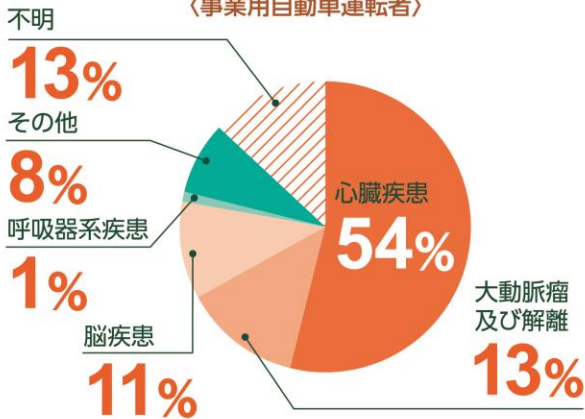
令和2年、個人タクシーが歩道に突っ込み、複数の死傷者をだし、本人も亡くなるという痛ましい事故が起こりました。直前の健康診断は異常なしでしたが、事故の原因は健康起因によるものでした。

心臓疾患や脳疾患は前触れなくやってくるものかもしれませんが、食事・運動など生活習慣の見直し、定期的な脳MRI健診により発症の確率を下げることができます。

健康起因事故で死亡した運転者 [疾病別]

※平成25年～令和2年 事業用自動車運転者 374人

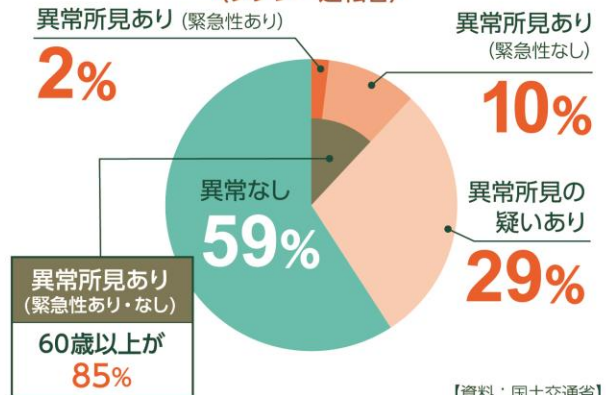
〈事業用自動車運転者〉



脳スクリーニング検査の結果 [所見別]

※令和2年度 タクシー運転者 519人

〈タクシー運転者〉



【資料：国土交通省】

症状が進行するまで自覚しにくい

視野障害

歳をとるほど緑内障や網膜疾患など目の病気に罹る人が増えていきます。視野障害を自覚しないまま運転すると、重大事故を引き起こしてしまうかもしれません。早期発見が何より重要です。

初期症状を見逃さないためのチェック項目

- 部分的に見えない、見える範囲が狭くなった。
- 暗いところで物が見えにくい、物にぶつかりやすい。
- 視力が急激に低下している。
- 視界がかすみ、文字を読み飛ばしてしまう。
- 物が歪んで見える。

これらの症状がある場合は、**眼科精密検査**を受診しましょう。



部分的な視野欠損



視野狭窄

【資料：国土交通省自動車局「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」】

お客様の安全、そして個人タクシー事業者である皆さんの大切な命を守るため、

ご自身の体の声を聴いてください。

これまで感じたことのない体の違和感があるときは、ためらわずに病院を受診してください。



横隊者に遭遇したらこんな神対応

1

すぐに停車し
ハザードランプを点灯



2

警察に電話

110



3

警察が到着するまで
横隊者を保護



夜間の走行はハイビームで安全確保

路上横隊者に注意

ろじょうおうがしゃ



プロだからこそ 神対応を

高齢者や高齢者、急病等による路上横隊者が増えています。私たち個人タクシーは運転のプロフェッショナル。どんな事態にも落ち着いて対応し、安全・安心・快適な輸送をご提供します。

プロは事故防止も徹底!

- ◆ 夕方早めにライトの点灯
- ◆ 対向車・先行車がない時はハイビームで走行



一般社団法人 **全国個人タクシー協会**

〒164-0013 東京都中野区弥生町5-6-6 個人タクシー会館4階
TEL 03-5328-0731 (代表) FAX 03-5328-0732
<http://www.kojin-taxi.or.jp/>



夕暮れ時は早めに ライトオン

歩行者や自転車に
車が近づいている
ことを知らせる

日没時間が早くなる晩秋から冬場にかけて交通事故が多発しています。
早めにヘッドライトを点灯し、交通事故を未然に防ぎましょう。

周囲の車に
自分の車の
存在を知らせる

道路上の歩行者や
自転車に
早く気付ける

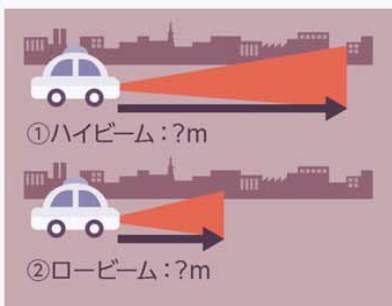
これにより、
危険を早期に回避できる

?? 自動車クイズ ※答えは右下

ハイビーム・ロービーム届く距離はどのくらい？

夜間に発生した車両と歩行者の死亡事故を分析した結果、ほとんどの車両がロービームで走行していました。

夜間に走行するときは原則ハイビーム、交通量の多い市街地や先行車・対向車があるときはロービームに切り替えましょう。



オートライト機能の義務化について

夕暮れ時の歩行者事故の多発を背景として、2016年10月道路運送車両の保安基準が改正され「オートライト機能」の搭載が義務化されました。新型車については2020年4月以降に発売となるもの、継続生産車については2021年10月から対象となります。

資料：警察庁



一般社団法人 全国個人タクシー協会

団体名

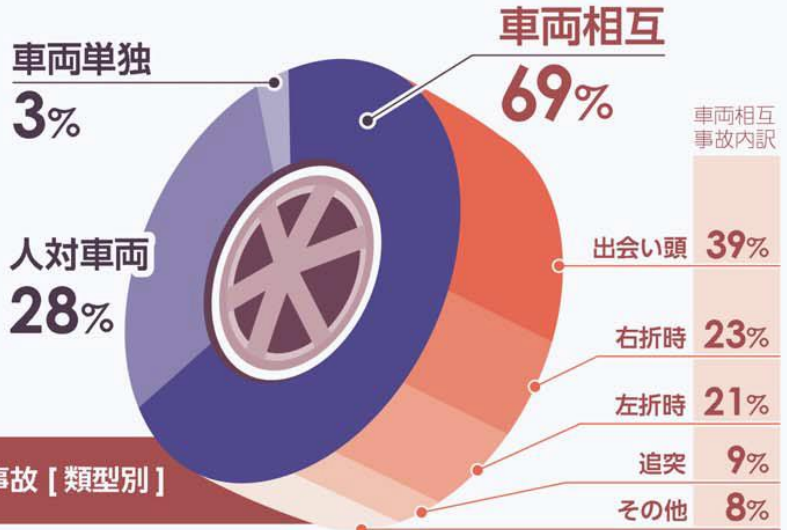
個人タクシーの交通事故 交差点内で多発



個人タクシーの交通事故は交差点内で多発しています。車両相互による事故が最も多く、そのうち約4割が出会い頭の衝突事故です。

特に信号や横断歩道のない交差点では、建物の死角からの飛び出しや突然の横断に注意が必要です。

しっかりと一時停止を行い、十分に安全確認を行ってから発進しましょう。



グラフ：個人タクシー事故【類型別】

資料：(公財)交通事故総合分析センター [2019年調査]

❁ 出会い頭で起きる事故の原因と対策

道路標識の見落とし

- 道路標識を必ず確認する
- 一時停止をしっかりと行う



認知ミス

- 歩行者・車両をしっかりと認知する
- 見通しが悪いときは徐行して安全確認する



判断・予測ミス

- 優先道路だから大丈夫と過信しない
- 相手が停止する「だろ運転」をしない



訪日外国人の道路横断に注意

右側通行（左ハンドル）の国の人々は、道路を横断するとき、左から来る車を気にして右側を見ないことが習慣化しています。

また横断歩道があれば歩行者を優先する国が多いので、車が止まるはずだと考えて横断します。相手が外国人に限らず、日頃から「歩行者優先」を意識して走行しましょう。



横断歩道は歩行者優先です！

交通事故死者数に占める歩行者の割合は依然として高く、警察による「歩行者優先」の取り締まりが強化されています。横断歩行者等妨害等違反には、違反点数2点、反則金9000円(普通車)が科せられます。

まってるよ!

横断歩道は
歩行者優先です



プロフェッショナルだからこそ 歩行者優先を 徹底しよう!

ゆっくりね!

横断歩道以外の場所から
横断する歩行者にも注意!



個人タクシーの運転者は、旅客輸送の運転経験が10年以上のベテランドライバー、高い運転技術と、業界標準を誇る、安全で安心の心を貫いて安全・安心・快適な輸送をお約束します。

安全・安心・快適輸送は個人タクシー



〒104-2013 東京都中央区新富1-6-5 個人タクシー協会本部
TEL: 03-6328-3731 (札幌) FAX: 03-6328-0732
http://www.katai-taxi.jp/



一般社団法人 全国個人タクシー協会



令和5年度交通安全運動実施要綱

1. 目的

この運動は、業界を挙げて交通安全の実践に取り組み、地域団体にあつては交通事故防止指導責任の自覚、事業者一人ひとりにあつては個人タクシーの使命の自覚を促すことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2. 期間

令和5年9月1日から10月31日までの2ヵ月間

3. 主催

一般社団法人 全国個人タクシー協会

4. 運動の重点目標

- (1) 人身事故・追突事故の削減
- (2) 飲酒運転の撲滅
- (3) 基本安全確認事項の徹底
 - ① 交差点内、右左折時、車線変更時の安全確認
 - ② 発進、後退時の安全確認
 - ③ ドア開閉時の後方安全確認
 - ④ 横断歩行者に対する安全確認と歩行者優先の徹底
- (4) 安全速度の遵守
- (5) シートベルト着用（前・後部座席とも）の徹底
- (6) 出庫前健康チェックの励行と車庫内作業における安全確認
- (7) 運輸安全マネジメントへの積極的取り組み
- (8) アルコール検知器の備付け、確認の徹底
- (9) 健康診断、適性診断受診の徹底
- (10) 防犯意識の徹底
- (11) 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の防止
- (12) 夕暮れ時の早めのライト点灯
- (13) 路上横臥事故の防止との横臥者に対する適切な対応

5. 参加団体

- (1) 所属団体単位
- (2) 次の所属団体については構成団体・班単位とする。
 - ① 東個協…構成団体単位
 - ② 都営協…構成団体単位
 - ③ 全大阪…1班(新和、堺中央、堺、新交会、西大阪、阪堺)
2班(都島、門真、住吉、長居住之江、中津・守口、城北)
3班(四天王寺、東大阪淀川、近畿三和)

6. 提出書類

交通安全運動実施報告書(様式1、様式2)に記入のうえ、会員団体長を通じて支部へ提出。支部長は内容を確認して一括とりまとめのうえ、協会本部に提出する。

7. 提出期限

令和5年11月24日（金）

8. 交通安全運動実施報告書の評価方法

(1) 交通事故発生状況の採点

別表1に基づき採点を行い、事業者数で除法して事故発生率を算出する。参加団体における事故発生率の平均を求め、その値を下回る団体を上位として順位付けする。

別表1:交通事故発生状況の評価点

事故種別	第1当事者	第2当事者	無過失
死亡事故1件につき	表彰対象より除外	100点	0点
人身事故1件につき	50点	15点	0点
物損事故1件につき	10点	5点	0点

(2) 交通安全指導活動の採点

別表2に基づき採点を行い、交通安全指導活動点を算出する。参加団体における安全指導活動点の平均を求め、その値を上回る団体を上位として順位付けする。

別表2:交通安全指導活動の評価点

	活動内容	評価点※
1	全事業者対象の交通安全講習会	全員参加10点、半数以上5点
2	健康起因事故対策、高齢者研修会	全員参加10点、半数以上5点
3	事故削減目標、事故防止重点目標の設定	実施した10点
4	街頭指導、交通安全指導	実施した10点
5	事故多発地点、道路上の危険個所の周知徹底	実施した10点
6	KYT（危険予知トレーニング）の取り組み	実施した10点
7	警察・地域等が行う交通安全運動への協力	実施した10点
8	交通安全ポスター、交通安全運動実施中の標語等の掲出	実施した10点
9	ステッカー「初心で示そう安全運転接客マナー」貼付	全車貼付10点、半数以上5点
10	ステッカー「乗車中はシートベルトを着けてください」貼付	全車貼付10点、半数以上5点
11	実施報告書(レジュメ)、写真・資料添付	報告書10点、写真・資料5点

(3) 成績優良団体の選出

(1)(2)で算出した順位を合計し、その値が低い団体を上位として総合順位をつけて選出する。(例:1(位)+1(位)=2→総合順位1位) ※同点のときは事業者数の多い団体を上位。

9. 表彰

(1) 成績優良として選出された団体に対し、本会会長より定時総会において表彰を行うものとする。

(2) 審査・選考は、正副会長会議においてこれを行うものとする。また、事務局を協会本部に置き、表彰に関する事務を行うものとする。